

別表十二(三)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

事業場の名称		1		翌期繰越額	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円
					当期 繰越額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	
特定施設の名称		2		繰越額	同上以外の場合による 益金算入額	9	
					計 (8) + (9)	10	
当期準備金積立額		3	円	の 計 算	当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (6)	11	
積立 限度 額の 計算	当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額	4			期末金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
		積立限度額	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13			
			差引 (13) - (12)	14			
	計算	$(4) \times \frac{80}{100}$	5	当期 繰越額	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15	
積立限度超過額 (3) - (5)		6		差額の 明細	当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)	16	
					前期以前分	前期末における差額 (前期の(14))	

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1※3
又は「第55条の2第7項」※2※3
- ② 「区分番号」欄：「00192」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

※3 区分番号「00192」は、令和元年度税制改正前の租税特別措置法の条項（「平成31年旧措置法第55条の5第1項」又は「平成31年旧措置法第55条の5第7項」）により適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和元年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第55条の2第1項」又は「第55条の2第7項」）を記載してください。

別表十二(三) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分